

一般競争入札を行いますので、京都市上下水道局契約規程第7条の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成23年2月28日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 西村 京三

1 一般競争入札に付する事項

(1) 委託業務件名

検定期限満了メーター及び故障・難読メーター等取替業務委託

(2) 委託概要

仕様書のとおり

(3) 履行期間

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

(4) 履行場所

京都市内一円

2 参加資格に関する事項

この公告に係る競争入札に参加できる者は、次に掲げる条件をすべて満たす者とし
ます。

(1) 平成22年度及び23年度の京都市上下水道局競争入札有資格者名簿に「物品」
の種目で登録されていること。

(2) 京都市内に事業所等を有し、京都市指定給水装置工事事業者であること。

(3) 給水装置工事主任技術者を当該業務に専任で配置できること。

なお、配置予定の技術者は、常勤の自社社員であり、かつ、入札参加の申出日にお
いて引き続き3箇月以上の雇用関係があることとし、実際に配置する技術者の変更につ
いては、相当の理由があるものとして当局の承認を受けた場合を除き、認めないも
のとしします。

(4) 個人情報保護に係るプライバシーマーク若しくはISMSの認定を受けている又は
これらに準じる個人情報保護マネジメントシステムを定め運用していること。

(5) 平成17年度以降に給水装置数25万件以上の自治体において、13ミリメートル
から200ミリメートルまでの水道メーター取替業務の年間契約を元請として受注し

た実績を有すること。

- (6) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から参加資格の確認までの期間に、京都市上下水道局競争入札等取扱要綱（以下「要綱」といいます。）第27条第1項の規定に基づく競争入札の参加停止措置を受けていないこと。

(7) 関係会社の参加制限

本件入札に参加しようとする者が、次の各号のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの一者しか参加できません。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいいます。以下同じ。）又は子会社の一方が、会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」といいます。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除きます。

(ア) 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいいます。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除きます。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

前各号と同視し得る資本関係又は人的関係にあると認められる場合

3 一般競争入札参加資格確認申請書及び仕様書の交付

(1) 交付場所及び問い合わせ先

〒601-8004 京都市南区東九条東山王町12番地

京都市上下水道局本庁舎1階

京都市上下水道局総務部用度課

(電話 075-672-7728)

ホームページのアドレス <http://www.city.kyoto.jp/suido/yodo.htm>

(2) 交付期間

この公告の日から平成23年3月4日(金)までの午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時までを除きます。)とします。

(3) 交付方法

(1)の場所にて無償で交付します。

4 競争入札の参加資格の確認手続等

(1) 参加資格の確認の申請手続

入札に参加しようとする者は、次に掲げる書類(以下「申請書類」といいます。)を提出し、審査を受けることとします。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 添付書類

上記2(2)、2(3)、2(4)及び2(5)に掲げる条件に関する書類等

(2) 申請書類の提出方法

ア 提出期間

この公告の日から平成23年3月4日(金)までの午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時までを除きます。)とします。

イ 提出場所

上記3(1)の場所

(3) 参加資格の確認の通知及び仕様書等の貸与について

申請書類の受領後、競争入札の参加資格の確認を行い、その結果は、平成23年3月10日(木)に、京都市上下水道局総務部用度課において掲示します。参加資格があると認められた者は、この日以降に入札参加資格通知書兼競争入札通知書及び入札書を受けることとします。

なお、参加資格がないと認めた者に対しては、その理由を付して通知します。

(4) 参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

ア 参加資格がないと認められた者は、管理者(上下水道局長)(以下同じ。)に対し、書面により競争入札の参加資格がないと認めた理由の説明を求めることができます。

なお、当該書面は、平成23年3月14日（月）までに、上記3(1)の場所に提出することとします。

イ 管理者はアによる説明を求められたときは、平成23年3月16日（水）までに説明を求めた者に対し、書面により回答します。

(5) 参加資格の確認の取消し

参加資格があると認めた者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、管理者は(3)による通知を取り消し、改めてその旨を通知します。

ア 競争入札参加資格の確認後、落札決定の日時までの期間に、京都市上下水道局契約規程第3条に規定する一般競争入札参加者の資格を喪失したとき。

イ 競争入札参加資格の確認後、落札決定の日時までの期間に、要綱第27条第1項の規定に基づく競争入札の参加停止措置を受けたとき。

ウ ア及びイに掲げるもののほか、この入札に参加する者に必要な資格を欠くこととなったとき。

5 入札の実施日及び実施場所

(1) 実施日

平成23年3月23日（水）

(2) 実施場所

京都市上下水道局別棟会議室

6 入札方法

(1) 入札は、原則として、参加資格者が入札に参加して、入札書を入札函に投函することにより実施するものとします。

(2) 入札者は、(1)により投函した入札書の書換え、引替え又は撤回をすることはできません。

(3) 代表者以外の者（以下「代理人」という。）が入札に参加する場合には、本件入札に関し代理人を選任した旨を記載した委任状を提出してください。ただし、代表者の記名押印がある入札書で入札する場合には、委任状の提出は不要とします。

(4) 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を含まない金額を入札書に記載することとします。

7 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としま

す。

8 入札の無効

京都市上下水道局契約規程第12条各号（第3号を除きます。）に定めるもののほか、虚偽の申請により参加資格があると認めた者が行った入札は、無効とします。

9 その他

- (1) この調達は、政府調達に関する協定の適用を受けるものではありません。
- (2) この手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契約保証金 免除
- (5) 契約書作成の要否 要

(上下水道局総務部用度課)